

# 令和5年度 第1回習志野市いじめ問題対策委員会

日時：令和5年7月14日（金）

13時30分～14時30分

場所：市庁舎3階会議室 AB

## 会議次第

### 開会

第1 委員長の選出

第2 副委員長の選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 議題

（1）いじめアンケートからの考察と本市のいじめ対策について

※（2）重大事態の報告について

第7 その他

### 閉会

※は非公開の見込み

令和5年度 習志野市いじめ問題対策委員会 委員

No.	氏名	職業役職	区分
1	たかはし かおる 高橋 馨	弁護士	学識経験者 (法律)
2	あそう ひろこ 麻生 博子	人権擁護委員	学識経験者 (人権)
3	さかい よしこ 塚 淑子	千葉県公認心理師協会	学識経験者 (心理)
4	まえだ やすひろ 前田 泰宏	習志野市医師会代表	学識経験者 (医療)
5	あべ まなぶ 阿部 学	敬愛大学教育学部准教授 (令和5年4月1日より委嘱)	学識経験者 (教育)

関係法令	習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例第10条及び第11条
任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日

# 習志野市いじめ問題対策委員会 座席表

日時 令和5年7月14日(金)13時30分～14時30分

会場 習志野市役所3階 会議室 A・B

スクリーン

委員長

高橋 馨 副委員長

堺 淑子 委員

前田 泰宏 委員

麻生 博子 委員

近藤課長 島本部長

教育長 杉山次長

河村指導主事 藤井指導主事

伊藤指導主事

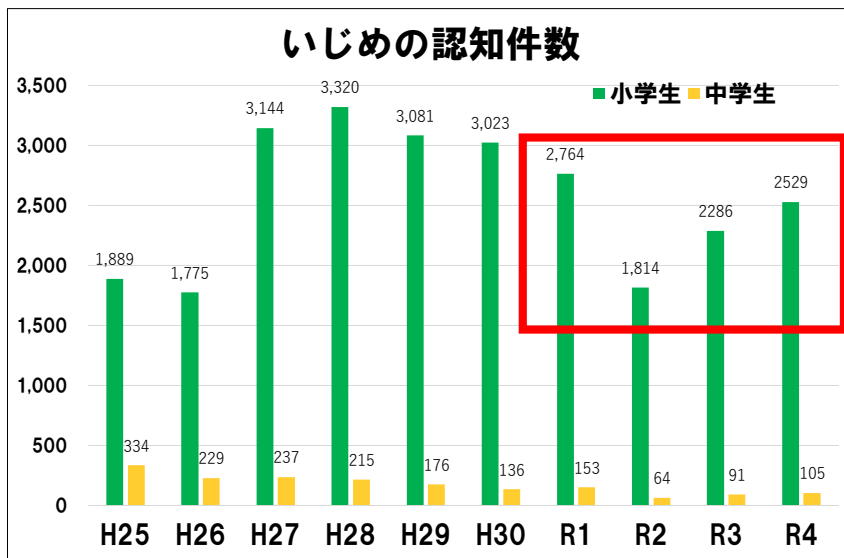
傍聴席

# いじめアンケートからの考察と 習志野市のいじめ対策について



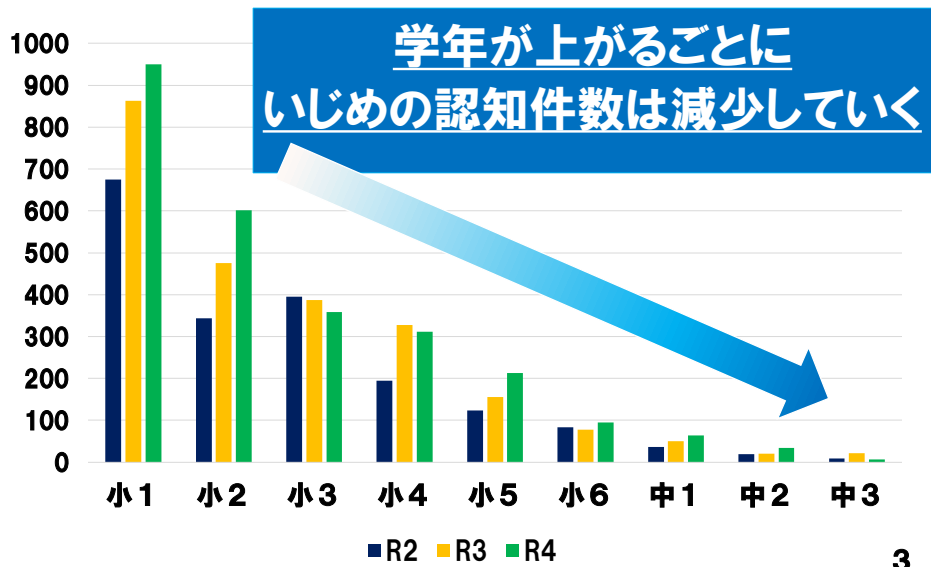
令和5年7月14日(金) 習志野市いじめ問題対策委員会資料  
習志野市 学校教育部 指導課

## いじめの認知件数の過去10年の変化

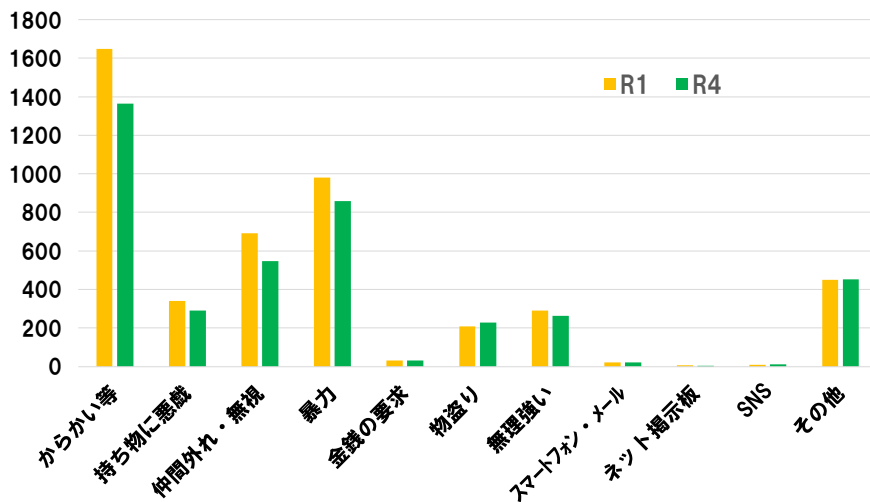


**コロナ禍の生活で認知件数は減少→再び増加傾向**

## 過去3年間の学年別のいじめ認知件数



## いじめの態様



コロナ以前と傾向は変わらない。からかい等が一番多い。  
スマートフォン・メール、SNS等が少数だがある。

令和4年度1学期に認知した  
いじめの解消状況（令和5年2月末現在）

	小学生	中学生
令和4年度 1学期いじめアンケートに よるいじめの認知件数	1124	45
上段の件数のうち現在も いじめ継続と回答している もの(3学期)	2	1
	1122件減少 (99%解消)	44件減少 (98%解消)

令和4年1学期に認知したいじめの解消は  
小学校99%、中学校で98%

5

令和4年度2学期に認知した  
いじめの解消状況（令和5年2月末現在）

	小学生	中学生
令和4年度 2学期いじめアンケートに よるいじめの認知件数	893	36
上段の件数のうち現在も いじめ継続と回答している もの(3学期)	17	2
	876件減少 (98%解消)	34件減少 (94%解消)

令和4年2学期に認知したいじめの解消は  
小学校98%、中学校で94%

6

### いじめの認知件数について

- ・いじめ認知件数は、コロナの影響により大幅な減少となった令和2年から年々増加している。  
いじめの認知への意識も広がり、**積極的な認知が早期対応・発見につながっている。**

### いじめの態様について

- 「冷やかしやからかい」が最も多い。  
「パソコンや携帯電話で、トラブルなども・・・」  
**継続的な情報モラル教育が必要。**

### 令和4年度認知したいじめの解消率について

令和4年度1学期認知したいじめ	99.7%解消
2学期認知したいじめ	98%解消

7

## いじめ対策における課題



「相談していない」「相談する相手が見つからない」と答えた児童生徒が依然として存在



匿名メール相談WEBアプリ

脱いじめ傍観者教育

SOSの出し方教育

教育相談の充実

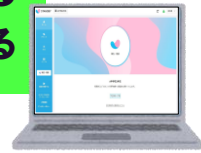
8

# 匿名メール相談WEBアプリ

昨年度から導入  
小学校5年から中学3年生まで

## いじめ

- ・首を絞められる
- ・悪口を言われる
- ・クラス内にいじめをされている子がいる
- ・友達に無視される
- ・仲間外れにされる



## 対応



気持ちに共感  
情報収集

総合教育センター

情報を共有  
校長へ連絡

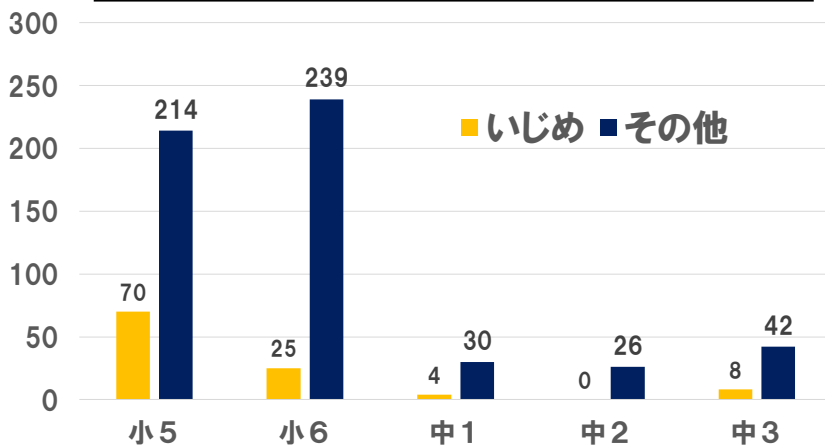
指導課

見守りを  
強化

学校

# 匿名メール相談WEBアプリ

## における相談状況（令和4年度）



小学生：WEBアプリでの相談数が多い。



# 脱いじめ傍観者教育の実践

いじめの場面に直面した時に第三者として  
どんな行動をとるか？  
身近な事例を題材に考える授業プログラム

傍観者



仲裁者

相談者

人数を数えたら次へ

展開①  
松尾に対する悪口を止めるよう  
アルファトークに書き込む

展開②  
アルファトークに  
何も書き込まない

- いじめを止めようとして被害者や加害者に声をかける
- いじめが進みそうな雰囲気を変えにくい雰囲気に変える
- 誰かに相談する

いじめは止まる可能性が高くなる

# SOSの出し方教育の継続

「困った・助けて」と感じたら、声を上げていいよということを見習生徒に身近な事例教材を通して、学活・集会などで伝える。

人数を数えたら次へ

展開①  
相談を送信する

展開②  
相談を送信しない

親には心配をかけたくない  
合唱コンクールの指揮者になったシンペイは、一生懸命がんばろうとするあまり、クラスメイトから反感を買ってしまう。「学校に行きたくない」と思ってしまうシンペイは、指揮者になったことを喜び期待してくれている母親に、そのことを言い出せない。

大ごとにはしたくない  
小学生のミナミは、クラスメイトから悪口についての悪口を書かれている。ミナミは、担任の先生や親にそのことを相談しようかと思はさうのだが、「相談したら、大ごととされてしまうかもしれない」と想像し、ためらってしまう。

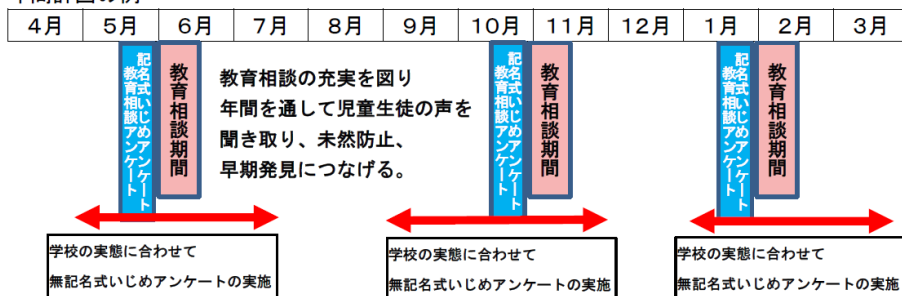
みんなでそろえた  
ヒマリ、ユイ、リコ、劇団の仲良し4人組、に行動していたのだから公演の主演に抜擢された。なんともいえない嬉しさをあふらせたユイは、他の3人マスコットを付けていく。

## 教育相談の充実のため

### 市内全小中学校で教育相談を実施

- ・教育相談期間を各学校の実態に合わせて設定→行事計画に位置付ける

年間計画の例



13

## いじめ防止、早期発見のために

いじめの防止、早期発見を行い、  
重篤化させないための手立て



児童生徒主体のいじめ防止活動

有識者、弁護士による教職員の研修

いじめ根絶に向けた出張授業

14

# いじめ防止、早期発見に向けた研修

## ①校長会議、生徒指導主任会議での研修

千葉県いじめ対策調査会会長  
嶋崎政男氏による教職員研修  
(4月18日実施)



## ②中学校区による弁護士によるいじめ対応研修

いじめ根絶へ向けた児童生徒向け出張授業

弁護士による研修  
全中学校区での実施

児童生徒向け授業  
本年度3つの小学校で実施



# いじめ対応教職員研修

## 研修内容の一部

学  
い  
(学  
第八  
在籍  
の連  
むと  
ると

○東京  
「具体的に  
(1)日常の  
み時間等  
(2)個々の  
配慮しつ  
(3)教職  
ていない生  
よって、亡  
的確に把握  
い、思ふで  
ずとやちよ  
解させ、直  
クラスにお

さいごに

- 「結果」ではなく「行為」  
如何に対応したかが評価対象
- いじめ対策は、安全配慮義務の1つであり、児童生徒を守ること
- 各学校で指針の見直しや具体化を

## 弁護士による児童生徒向け出張授業

### 今年度から実施

#### 【対象】

小学生の4～6年と中学生

#### 【実施校】

- ・令和5年度3校(10月～12月実施予定)
- ・令和6年度10校
- ・令和7年度10校

**3年で全ての小中学校で実施**

17

## 重大事態に関する公表ガイドライン

### 習志野市公表ガイドライン

重大事態に関する調査結果について、児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、特段の支障がない場合については公表する。

- ・対象児童生徒及びその保護者への説明並びに意向を確認
- ・概要版を作成し、6ヶ月間それを公表

**適切ないじめ指導体制の構築  
教育行政の推進のため**

18

改訂のポイント①

学校いじめ防止基本方針の策定



「学校ホームページ等で公表することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により」  
表記を追加

改訂のポイント②

学校におけるいじめの防止等に関する措置  
(ア)未然防止



「法や自校の学校基本方針について学ぶ」  
「傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者や  
いじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施する」  
表記を追加

改訂のポイント③

学校におけるいじめの防止等に関する措置  
(イ)早期発見



「教職員一人一人が知り得たいじめの情報は  
学校のいじめの防止等の対策のための組織  
に報告・共有する必要がある」

表記を追加

21

改訂のポイント④

学校におけるいじめの防止等に関する措置  
(ウ)いじめに対する措置



「特定の職員で抱え込まずに、  
集約担当を位置付け」

表記を追加

22

改訂のポイント⑤

重大事態への対処



「同種のいじめの再発防止のための  
調査結果の公表」

表記を追加

23

## いじめアンケートからの考察と 習志野市のいじめ対策について



令和5年7月14日(金) 習志野市いじめ問題対策委員会資料  
習志野市 学校教育部 指導課

習志野市いじめ防止基本方針改訂案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3 市・教育委員会が実施すべき施策 (4) 学校及び学校の教職員の役割</p>	<p>3. 市・教育委員会が実施すべき施策 (4) 学校及び学校の教職員の役割</p>
<p>①「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定 学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるといふ研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。</p>	<p>①「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定 学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるといふ研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、<b>学校ホームページ等で公表することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により</b>、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。</p>
<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) 未然防止 いじめはどの子供にも起こり得るといふ事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中でいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置 (ア) 未然防止 いじめはどの子供にも起こり得るといふ事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、<b>法や自校の学校基本方針について学ぶ</b>取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で<b>傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるための</b>いじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。</p>



<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(イ) 早期発見</p> <p>教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(イ) 早期発見</p> <p>教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。<b>教職員一人一人が知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する必要がある。</b></p> <p>保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。</p>
<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ウ) いじめの対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。</p>	<p>③学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ウ) いじめの対する措置</p> <p>いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、<b>集約担当を位置づけ</b>、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。</p>
<p>4 重大事態への対処</p>	<p>4 重大事態への対処</p>
<p>※現行は(1)～(3)まで</p>	<p><b>(4) 同種はいじめの再発防止のための調査結果の公表</b></p> <p><b>社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。</b></p>